

## IV 保安検査

## IV 保安検査

### 第1 総 説

保安検査は、製造施設（特定施設）が、法に定められる技術上の基準に適合し、維持されていることを検査するものであり、定期的<sup>※1</sup>に事業者が受け、又は自ら実施し<sup>※2</sup>なければならない重要な検査です。事業者においては、事前に製造施設等が技術上の基準に適合し、維持されているかを確認し、基準に適合していない場合には、所定の手続きを行った上で、基準に適合するようにしなければなりません。

本節は、保安検査に係る手続き等について定めたものです。本節の注意事項に留意の上、保安検査の前の定期自主検査を実施するようお願いいたします。

なお、知事以外の者による保安検査を受ける場合又は保安検査を自ら実施する場合には、事前に県に連絡するようにしてください。また、検査機関ごとに手続きが異なりますので注意してください。

<保安検査を行うことができる者>

- 1 知事
- 2 高圧ガス保安協会
- 3 指定保安検査機関
- 4 認定保安検査実施者（法第35条第1項第2号による認定）

※1 保安検査は、1年（製造細目告示第14条で定められる製造施設にあつては、同条で定められる期間）に1回受ける必要があります。

※2 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として大臣の認定を受けている者（認定保安検査実施者）は、その認定に係る特定施設について検査を行うことができます。

※3 基準日の取扱いについて（コンビ則第34条第3項）

- ・ 基準日とは、前回の保安検査の日から1年（製造細目告示第14条で定められる製造施設にあつては、同条で定められる期間）を経過した日をいいます。
- ・ 基準日の前後1か月（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては3か月）の範囲内において保安検査を受けるか、又は自ら実施した場合は基準日において当該検査を受けたものとみなされます。

## 第2 知事の保安検査を受ける場合

### 1 保安検査の日

導管により事業所間がつながっているため、定期修理時期が重なり、その時期に検査を行うこととなる鹿島東部コンビナート地区の事業所（以下「定修時検査事業所」といいます。）にあつては、当該年度の定期修理が始まる前に日程等調整会議を開催した上で、保安検査の日程を決定するものとします。また、定修時検査事業所以外の事業所（以下「その他の事業所」といいます。）にあつては、基準日を参考に、県があらかじめ保安検査の日を通知し、変更を要する場合に調整するものとします。

なお、使用を休止した施設については、当該施設を再び使用しようとするときに保安検査を行うこととなりますが、その場合は、別途、検査日程、検査方法等について県と調整してください。（休止の手続きについては「V届出関係8 休止届」を参照。）

### 2 保安検査の申請

#### (1) 申請時期

- ア 定修時検査事業所：当該年度の4月1日から4月30日まで
- イ その他の事業所：保安検査を受けようとする日の1か月前まで
- ウ 使用を休止した施設を再び使用しようとする場合（ア又はイにおける申請の対象に含まれないもの）：保安検査を受けようとする日の1か月前まで

#### (2) 検査手数料

下記(3)の保安検査申請書の裏面又は<様式IV-1>に、保安検査を受けようとする特定施設の処理能力及び所定の手数料額を明記し、所定の額の「茨城県収入証紙」を貼付してください。（証紙に消印をしないでください。）

#### (3) 申請時の提出書類

- ア 保安検査申請書 <様式第17>
- イ 保安検査対象施設一覧表 <様式IV-2>

#### (4) 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

### 3 定期自主検査の実施及び定期自主検査報告書の作成

県は、事業者が実施した「定期自主検査」の結果の確認を中心に保安検査を行います。事業者は、次の事項に留意して定期自主検査を実施し、その結果を定期自主検査報告書<様式IV-3, 4>にまとめてください。

- (1) 事業者は、技術上の基準の全ての項目について必要な検査を行い、その結果を原則として、製造施設（プラント）ごとにまとめてください。また、検査の状況、結果及び措置の状況については、保安係員等責任者が確認した上で、保安検査の日（書類検査の日）に提示できるようにしてください。
- (2) 検査結果について、原則として保安検査対象の製造施設ごとに、<記載例-IV>又は<記載例-IV>を参考に事業所で作成したものにまとめた上で、「施設ごとの結果」<様式IV-5>を表紙とし、責任者が確認してください。  
なお、表紙については、同一の製造施設区分として保安係員等を選任している製造施設をまとめても差し支えありません。  
この場合、対象施設は、許可を受けた施設名ごとを原則とします。
- (3) 上記(2)の書類について、保安検査の日（書類検査の日）までに、定期自主検査報告書<様式IV-3, 4>としてとりまとめ、責任者が確認してください。
- (4) 検査には、保安係員等責任者が必ず立ち会い、監督してください。
- (5) 検査にあたり、法規集、関係基準、関係通達等を十分活用してください。
- (6) 作動試験等は、原則としてプラントを停止させ、安全を確認の上、実施してください。

### 4 保安検査時に準備する書類等

- (1) 提出書類
  - ア 定期自主検査報告書
  - イ 常用の圧力・温度区分を着色等で明確にしたフローシート又はP&ID（県が現場検査（気密試験）時等に使用します。）
- (2) 準備書類  
次の書類（写真、チェックシート等を含みます。）を提示できるようにしてください。
  - ア 高圧ガス設備、高圧ガス設備以外のガス設備、保安設備等の配置を記載した事業所配置図
  - イ 非破壊検査（肉厚測定を除き、以下「開放検査」といいます。）の記録及び開放検査の周期表
  - ウ 作動試験の記録
  - エ 目視検査の記録
  - オ 保安検査を受ける事業者以外の者が実施した検査の成績書等（安全弁、ガス漏えい検知警報設備等）
  - カ 気密試験の圧力区分・肉厚測定点が記載されたフローシート又はそれらの実施状況（圧力計の指示値が確認できる写真等）

## 5 保安検査の実施方法

保安検査告示、コンビ則別表第4等に定められる方法に基づき、次のとおり現場検査及び書類検査を実施します。

このほか、定修時検査事業所における検査にあつては、別に定める「東部コンビナート地区事業所における保安検査の実施方針」によるものとします。

### (1) 現場検査

技術上の基準に係る項目のうち、以下の項目について確認するか、又は、事業者の実施する検査に立合い、確認します。

- ア 目視検査
- イ 気密試験
- ウ ガス漏えい検知警報設備の作動試験
- エ 緊急遮断弁の作動試験
- オ その他

### (2) 書類検査

技術上の基準に係る項目について、定期自主検査報告書及びその他試験記録等を確認します。

## 6 保安検査結果に対する措置

### (1) 保安検査証の交付

県は、保安検査の結果、製造施設が技術上の基準に適合していると認められる場合、保安検査証を交付します。

### (2) 技術上の基準に不適合の場合

保安検査の結果、製造施設が技術上の基準に適合していない場合、その内容を指摘事項とし、事業者は、改善のために必要な措置を講じるものとします。

なお、指摘を受けた施設は原則として運転できませんが、保安検査を行っている間に指摘事項の改善が確認できた場合及び保安の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合はこの限りではありません。

県は、指摘事項の改善状況を次の方法で確認し、製造施設が技術上の基準に適合していると認められた後、保安検査証を交付するものとします。

ア 指摘事項について、事業者は、速やかに改善のための措置を講じ、製造施設が技術上の基準に適合していることを確認した上で、「保安検査の指摘事項に対する改善措置について」＜様式Ⅳ－6＞により、改善結果及び今後の対策について県に報告してください。報告の期限は指摘を受けた日を起点として1か月以内とします。

なお、改めて現場検査又は書類検査を行い、それにより改善が確認できた場合はこの限りではありません。

イ 改善に1か月以上要する場合は、事業者は速やかに「高圧ガス製造施設の改善計画書」＜様式Ⅳ－7＞を提出し、改善のための措置を講じた後、上記アと同様に報告するものとします。

ウ 県は、必要に応じ、報告のあった内容について現場検査又は書類検査を実施します。

## 7 立入検査

県は、保安検査（書類検査）とともに、法第62条に基づく立入検査を実施することとし、保安上必要な事項について確認するものとします。事業者は、保安検査に必要な書類等のほか、以下のものを提示できるようにしてください。

- (1) 危害予防規程
- (2) 保安管理組織図
- (3) 保安技術管理者，保安係員，保安主任者，保安企画推進員等の高圧ガス保安責任者免状（「指導事項」欄を含めた写しでも差し支えありません。）
- (4) 保安教育計画及びその実施記録
- (5) 帳簿（高圧ガスの充填・授受の記録，製造施設の異常時の記録）
- (6) 高圧ガス製造施設の日常点検の記録
- (7) 法第63条に基づく事故届書（前回の保安検査の日以降に届け出たもの）の控え又は写し
- (8) 緊急時の連絡体制図
- (9) その他

### 第3 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受ける場合

保安検査は、知事のほか、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行うことができます。本節は、この場合の手続きについて定めたものです。

なお、認定保安検査実施者が自ら保安検査を行う場合については、「第4」を参照してください。

#### 1 保安検査の申請

- (1) 検査の日程  
高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）と調整してください。
- (2) 申請の方法，検査手数料  
高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）が定めるところによります。

#### 2 保安検査受検届

高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）の保安検査を受けた場合，特定製造者は，「高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）保安検査受検届書」を知事に提出してください。

- (1) 提出時期  
保安検査証の交付後，遅滞なく提出してください。
- (2) 提出書類
  - ア 高圧ガス保安協会の保安検査を受検した場合  
高圧ガス保安協会保安検査受検届書＜様式第19＞
  - イ 指定保安検査機関の保安検査を受検した場合  
指定保安検査機関保安検査受検届書＜様式第20＞

#### 第4 認定保安検査実施者が保安検査を行う場合

大臣の認定（法第35条第1項第2号）を受けた認定保安検査実施者は、自ら保安検査を行い（以下「自主保安検査」といいます。）、その結果を知事へ届け出ることができません。（法第39条の11第2項）

本節は、認定保安検査実施者がこの届出を行う場合の手続きについて定めたものですが、認定を受けたときの規程類に当該事項が明記されている場合には、当該規定を遵守してください。

##### 1 提出時期

自主保安検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認した後、遅滞なく提出してください。

##### 2 提出書類

(1) 保安検査記録届書 <様式第34>

(2) 検査の記録

次の内容を記載した書面を添付してください。（任意様式とします。）

ア 検査をした特定施設

認定保安検査結果報告書の写し等とし、検査管理部門の評価を確認できるものとしてください。

イ 設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

様式<記載例－IV>を利用する場合の別紙については省略して差し支えありません。



## 第5 保安検査を受ける必要のない製造施設及び保安検査の期間

1 コンビ則第34条（製造細目告示第13条）に規定される保安検査を受ける必要のない製造施設は、次のとおりです。

- (1) ガス設備以外の製造施設（ガス設備（可燃性ガス及び毒性ガスに限ります。）を設置する施設及び容器置場を除きます。）
- (2) ガス設備のうち次に掲げるもの
  - ア 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備（高圧ガス設備を除きます。）
  - イ 液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器（超低温容器又は低温容器に接続されるものに限りします。）
  - ウ 配管であって当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの
- (3) 上記(1)、(2)の規定に関わらず、製造施設の処理能力が100Nm<sup>3</sup>/日（不活性ガス、空気の場合は300Nm<sup>3</sup>/日）未満の製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの
- (4) 法第56条の7第2項の認定を受けた指定設備

2 保安検査は1年に1回行うものですが、次に掲げる施設にあつては、それぞれ定める期間内となります。（製造細目告示第14条）

- (1) 製造設備の冷却の用に供する可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒とする冷凍設備 …… 3年
- (2) 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（(1)に掲げるものを除きます。） …… 2年
- (3) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限ります。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除きます。） …… 3年
- (4) 液化酸素の気化器（超低温容器に接続されたものに限りします。） …… 2年
- (5) 空気圧縮装置、不活性ガス圧縮装置 …… 2年
- (6) アキュムレータ …… 2年
- (7) 日本工業規格B 8 2 1 0（1994）蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及び（7）に掲げるものを除きます。） …… 2年
- (8) 日本工業規格B 8 2 1 0（1994）全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであって法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限りします。） …… 4年
- (9) 圧力計 …… 2年
- (10) 温度計 …… 2年
- (11) 空気液化分離装置 …… 2年

- 3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査については、目視検査、肉厚測定及び開放検査を定期的に行う必要がありますが、劣化損傷が発生するおそれのない設備等については一部の検査が不要となります。検査不要となる設備及び項目に該当するものについては保安検査基準を確認するとともに、不明な点は県に確認してください。
- 4 液化石油ガスの貯槽のうち、特定液化石油ガスの貯槽に係る開放検査については、KHK S 0850-2（保安検査基準 液化石油ガス保安規則関係）に基づき、完成検査後5年以内に初回の検査を実施し、それ以降は10年以内ごとに実施してください。
- 5 回転機器の開放検査については、分解点検・整備のための開放時に実施してください。分解点検・整備のための開放時期は、摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は運転時間・状況、日常点検結果、過去の分解点検実績等を参考に設定してください。

様式第17 (第34条、35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
		×整理番号		
保安検査申請書	特定	×検査結果		
		×受理年月日		
		年	月 日	
		×許可番号		
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
製造施設完成検査の年 月 日				
前回の保安検査の年 月 日				
備考				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、  
 ( ) を設け、休止期間を記載すること。  
 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、  
 特定認定事業者、又は自主保安高度化事業者にあつては、その旨を記載すること。  
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
保安検査予定日				
		*事業所 番号	法 人	事業所
		⋮	⋮	⋮

<様式IV-1>

保安検査対象施設 の処理能力	Nm <sup>3</sup> /D
手数料納入金額	円
<p>保安検査申請手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)</p>	

注意

- (1) 収入証紙は消印しないこと。
- (2) 収入証紙の裏面は、全面に糊付けすること。

保安検査対象施設一覧表

施設の名称	ガス名	処理能力	法定開放検査機器			
			塔・槽類	熱交換器	回転機	その他
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
			基	基	基	基
合計		Nm <sup>3</sup> /D	基	基	基	基

<様式Ⅳ-3>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

## 定期自主検査報告書

標記について別添のとおり報告します。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定製造事業所  
定期自主検査  
報告書

責任者印	保安統括者	保安技術管理者	保安企画推進員
	印	印	印

1 事業所名

事業所名	事業所番号
所在地	
連絡先	(TEL)

2 施設の種類の種類

No	製造施設名	ガス名	処理設備数 (基)	処理量 (Nm <sup>3</sup> /D)	貯蔵設備数 (基)	貯蔵能力 (t)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
合計						

3 保安管理組織

	氏名	選任日	前回の講習 受講日		氏名	選任日
保安統括者				同代理者		
保安企画推進員				同代理者		
保安技術管理者				同代理者		

4 基準適合状況

各施設の検査結果は、すべて法第8条第1号の技術上の基準に適合していることを確認した。

< 施設ごとの結果 >

確認者印	保安主任者	保安係員			
	印	印	印	印	印

1 対象施設の概要

No	製造施設名及び 許可年月日	ガス名	処理量 (Nm <sup>3</sup> /day)	停滞量 (t)	貯蔵量 (t)	燃焼熱量 (J)

貯槽（特定液化石油ガス貯槽以外）	[有・無]
------------------	-------

特定液化石油ガス貯槽	[有・無]
------------	-------

容器置場	[有・無]
------	-------

スタンド	[有・無]
------	-------

ディスペンサー	[有・無]
---------	-------

コンビナート事業所間以外の導管	[有・無]
-----------------	-------

コンビナート事業所間の導管	[有・無]
---------------	-------

2 保安管理組織

	氏名	選任日	前回の講習 受講日		氏名	選任日
保安主任者				同代理者		
保安係員				同代理者		
保安係員				同代理者		
保安係員				同代理者		
保安係員				同代理者		

3 対象施設の基準適合状況

対象施設の検査結果は、すべて法第8条第1号の技術上の基準に適合していることを確認した。



<様式IV-6>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

## 保安検査の指摘事項に対する改善措置について

年 月 日の保安検査時に指摘された事項について、次のとおり改善したので報告します。

### 1 改善結果

該当条項	指摘事項	改善内容
条 項 号		

注意 (1) 該当条項には、コンビ則の条項と見出しを記載すること。

(2) 指摘事項は、指摘を受けた施設名を記載し、施設毎に横線で区切ること。

(3) 改善内容には、改善した日、立ち会い者名、改善結果等を記載すること。

(4) 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

### 2 今後の対策（指摘を受けるに至った原因と、今後の具体的対策を記載すること。）

--

<様式IV-7>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

## 高圧ガス製造施設の改善計画書

1 改善指示を受けた施設及びその内容

2 改善計画の内容及び改善期限

注意 (1) 改善計画の内容は具体的にかつ詳細に記載すること。

(2) 必要に応じて写真, 図面等を添付すること。

様式第19 (第35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	特 定	×整理番号			
		×受理年月日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
検査を受けた特定施設					
保安検査証の検査番号		年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号			
検査を受けた年月日					

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 保安検査の年月日欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。  
 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、特定認定事業者、又は自主保安高度化事業者にあつては、その旨を記載すること。  
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			：	：

様式第20 (第35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
指定保安検査機関書 保安検査受検届書	特 定	× 整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
検査を受けた特定施設				
保安検査証の検査番号		年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
検査を受けた年月日				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 保安検査の年月日欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。  
 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、特定認定事業者、又は自主保安高度化事業者にあつては、その旨を記載すること。  
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所
	⋮	⋮

様式第34 (第49条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
保安検査記録届書	特定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日 又は終了年月日				
検査年月日		年 月 日 ~ 年 月 日		
検査結果を確認した責任者				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 保安検査の年月日欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は  
 行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			：	：

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

コ	ンビ則条項	基準及び検査結果	検査方法	判定	備考																																			
	第5条第1項 第1号  【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線 ( ) に異常がない。 2 事業所の出入口付近の警戒標に異常がない。 3 製造施設の周囲の警戒標に異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視  図面	適・否  該当なし																																				
燃	第5条第1項 第2号  【可燃性ガス製造施設の保安距離】  ※ 緊急遮断装置でブロックされている場合その区分ごと	可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備（処理能力52,500 Nm <sup>3</sup> /日以下のポンプ、圧縮機、凝縮器、気化器及び専ら受け入れ、送り出しの設備を除く。）の外面から、最短距離にある保安物件に対し規定以上の距離が確保されている。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設備区分</th> <th style="width: 30%;">法定（下記のうち最大距離）</th> <th style="width: 40%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>製造施設</td> <td>50m 0.480 (KW)<sup>1/3</sup>= _____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス低温貯槽</td> <td>50m 0.480 (KW)<sup>1/3</sup>= _____ m 第1種設備距離= _____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">ブロック名</th> <th style="width: 25%;">ガス名</th> <th style="width: 25%;">法定距離</th> <th style="width: 25%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	設備区分	法定（下記のうち最大距離）	実 際		製造施設	50m 0.480 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m		可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m 第1種設備距離= _____ m	( ) から _____ m	ブロック名	ガス名	法定距離	実 際			_____ m	( ) から _____ m			_____ m	( ) から _____ m	測定  目視  図面  記録	適・否  該当なし												
*	設備区分	法定（下記のうち最大距離）	実 際																																					
	製造施設	50m 0.480 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m																																					
	可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m 第1種設備距離= _____ m	( ) から _____ m																																					
ブロック名	ガス名	法定距離	実 際																																					
		_____ m	( ) から _____ m																																					
		_____ m	( ) から _____ m																																					
燃	第5条第1項 第3号  【可燃性ガス製造施設の保安距離の読み替え】  ※ 緊急遮断装置でブロックされている場合その区分ごと	次の可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備の外面から、保安物件等に対し、規定以上の距離が確保されている。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設備区分</th> <th style="width: 30%;">法定距離</th> <th style="width: 40%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>既設製造施設（防護壁有）</td> <td>50m 0.290 (KW)<sup>1/3</sup>= _____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設製造施設</td> <td>50m 0.576 (KW)<sup>1/3</sup>= _____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設貯槽（防護壁有）</td> <td>50m 0.348 (KW)<sup>1/3</sup>= _____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">埋設可燃性液化ガス貯槽</td> <td>LNG 50m 0.177 (KW)<sup>1/3</sup>= _____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 50m 0.240 (KW)<sup>1/3</sup>= _____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">ブロック名</th> <th style="width: 25%;">ガス名</th> <th style="width: 25%;">法定距離</th> <th style="width: 25%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____ m</td> <td>( ) から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	設備区分	法定距離	実 際		既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m		新設製造施設	50m 0.576 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m		新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m		埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m		LPG 50m 0.240 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m	ブロック名	ガス名	法定距離	実 際			_____ m	( ) から _____ m			_____ m	( ) から _____ m	測定  目視  図面  記録	適・否  該当なし	
*	設備区分	法定距離	実 際																																					
	既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m																																					
	新設製造施設	50m 0.576 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m																																					
	新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m																																					
	埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m																																					
		LPG 50m 0.240 (KW) <sup>1/3</sup> = _____ m	( ) から _____ m																																					
ブロック名	ガス名	法定距離	実 際																																					
		_____ m	( ) から _____ m																																					
		_____ m	( ) から _____ m																																					

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

毒	<p>第5条第1項 第4号</p> <p>【毒性ガスの製造施設の保安距離】</p>	<p>1 製造施設（2のガス設備、容器置場及び大臣規定施設を除く。）の外側から事業所の境界まで、20m以上の距離が確保されている。 実際：_____m</p> <p>2 ガス設備の外側（配管を除く。）から保安物件（_____）まで、規定以上の距離が確保されている。 ガス名（_____） 設備名（_____） 法定距離：L=_____m 実際：_____m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>測定 目視 図面 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>																																							
	<p>第5条第1項 第5号</p> <p>【その他のガスの製造施設の保安距離】</p>	<p>貯槽設備、処理設備（周期律表零族の不活性ガス、その他の不活性ガス及び空気貯蔵能力 52,500kg 未満、処理能力 52,500m<sup>3</sup> 未満の設備、保安用不活性ガスで貯蔵能力 210,000kg、処理能力 210,000m<sup>3</sup> 未満の施設、専ら受け入れ・送り出しのための設備を除く。）の外側から保安物件（_____）まで50m以上の距離が確保されている。 設備名（_____） 実際：_____m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>測定 目視 図面 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>																																							
	<p>第5条第1項 第6号</p> <p>【その他の設備からの保安距離】</p>	<p>1 下記の設備の外側から第一種保安物件（_____）、第二種保安物件（_____）まで、規定以上の距離が確保されている。</p> <table border="1" data-bbox="359 1008 1133 1792"> <thead> <tr> <th>* 設備の区分</th> <th>法定距離</th> <th>実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2号で除外された可燃性ガスの処理設備</td> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵、処理設備</td> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵、処理設備</td> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">N<sub>2</sub>, CO<sub>2</sub>, フルオウロカーボンの貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安用不活性ガスの貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気の貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの</td> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可燃性・毒性以外のガスを送り出し、受け入れるための処理設備</td> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>L( )=_____m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* 設備の区分	法定距離	実 際	2号で除外された可燃性ガスの処理設備	L( )=_____m	_____m	L( )=_____m	_____m	4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵、処理設備	L( )=_____m	_____m	L( )=_____m	_____m	5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵、処理設備	L( )=_____m	_____m	L( )=_____m	_____m	N <sub>2</sub> , CO <sub>2</sub> , フルオウロカーボンの貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの	L( )=_____m	_____m	L( )=_____m	_____m	保安用不活性ガスの貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの	L( )=_____m	_____m	L( )=_____m	_____m	空気の貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの	L( )=_____m	_____m	L( )=_____m	_____m	可燃性・毒性以外のガスを送り出し、受け入れるための処理設備	L( )=_____m	_____m	L( )=_____m	_____m	<p>測定 目視 図面 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
* 設備の区分	法定距離	実 際																																									
2号で除外された可燃性ガスの処理設備	L( )=_____m	_____m																																									
	L( )=_____m	_____m																																									
4号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵、処理設備	L( )=_____m	_____m																																									
	L( )=_____m	_____m																																									
5号で除外されたHe, Ne, Ar, Kr, Xe, Rnの貯蔵、処理設備	L( )=_____m	_____m																																									
	L( )=_____m	_____m																																									
N <sub>2</sub> , CO <sub>2</sub> , フルオウロカーボンの貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの	L( )=_____m	_____m																																									
	L( )=_____m	_____m																																									
保安用不活性ガスの貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの	L( )=_____m	_____m																																									
	L( )=_____m	_____m																																									
空気の貯蔵、処理設備で能力が規定未満のもの	L( )=_____m	_____m																																									
	L( )=_____m	_____m																																									
可燃性・毒性以外のガスを送り出し、受け入れるための処理設備	L( )=_____m	_____m																																									
	L( )=_____m	_____m																																									

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	第5条第1項 第7号 【保安のための宿直施設までの保安距離】	製造施設は、その貯蔵設備、処理設備から保安のための宿直施設（当該事業所内のものを除く。）に対し、規定以上の距離が確保されている。 対象事業所（ ） 法定距離：L（ ）＝_____m 実際：_____m ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし									
燃毒	第5条第1項 第8号 【事業所境界線までの距離】	1 製造設備（可燃性ガス、毒性ガス以外の製造設備を除く。）の外側から隣接事業所（ ）に係る当該製造事業所境界線に対し、20m以上の距離が確保されている。 実際：_____m 2 20mに満たない場合、次のいずれかの条件を満足している。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">除外される条件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備</td> </tr> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	除外される条件		燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備		専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの		隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし	
*	除外される条件												
	燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備												
	専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの												
	隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備												
	第5条第1項 第9号 【保安区画】	1 通路、空地等により区画されている区域であつて高圧ガス設備が設置されているものは、保安区画に区分されている。 保安区画数： _____区画 2 保安区画の面積は20,000m <sup>2</sup> 以下である。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 図面 記録	適・否 該当 なし									
燃	第5条第1項 第10号 【保安区画内の高圧ガス設備】	保安区画内の高圧ガス設備（配管を除き、当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。）は、次のとおり、基準に適合するものである。 (1) 保安区画の外側から、隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対し、30m以上の距離 実際：_____m (2) 燃焼熱量の数値は、2.5 TJ以下 実際：_____TJ ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 図面 目視 記録 確認 記録	適・否 該当 なし									
燃	第5条第1項 第11号 【設備間距離】	特定液化石油ガスを除く可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（他の高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。）は、当該製造設備以外の次の設備（導配管を除く。）に対し、規定以上の距離が確保されている。 (1) 可燃性ガスの高圧ガス設備に対し5m以上 実際：_____m (2) 酸素の高圧ガス設備に対し10m以上 実際：_____m ○ 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面 記録	適・否 該当 なし									





# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 料	第5条第1項 第14号  <b>【火気取扱施設 までの距離】</b>	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は、その外面から火気 を取り扱う施設まで、8m以上の距離が確保されている。 ( ) から ( ) まで 実際：_____m  2 規定距離に満たないものは、下記のいずれかの措置が講じられて おり、外観及び機能に異常がない。 (1) 高さ2m以上の [防火壁・障壁] による迂回水平距離 (8m以上) の確保 実際：_____m (2) 火気を使用する場所が不燃性の建物の場合、8m以内にある当該 建物の開口部を防火戸、又は網入ガラスにより閉鎖 (3) 可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の 火気を消すための措置  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	測定  目視  作動  記録	適・否 該当 なし																																					
燃 毒 酸	第5条第1項 第15号  <b>【気密な構造】</b>	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備 (高圧ガス設備及び空 気取入口を除く。) の漏えい試験の結果、異常がない。【別紙1】  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	発泡液 検知器 放置法	適・否 該当 なし																																					
	第5条第1項 第16号  <b>【材 料】</b>	ガス設備 (可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあっては 高圧ガス設備に限る。) に使用する材料は、ガスの種類、性状、温 度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的 影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであ る。  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	記録  図面	適・否 該当 なし																																					
	第5条第1項 第17号  <b>【耐圧性能】</b>	1 高圧ガス設備の外観に異常がない。 2 高圧ガス設備に対し、適切に開放検査期間を設定している。 3 内部の目視検査、非破壊検査、耐圧試験の結果、異常がない。 <b>【別紙2】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器の種類</th> <th style="text-align: center;">総 数</th> <th style="text-align: center;">開放基数</th> <th style="text-align: center;">補修基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">球形タンク</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貯槽 (球形以外)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">塔類 (上記以外)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">槽類 (上記以外)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熱交換器類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回転機類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4 配管系は、類似の腐食形態範囲 (腐食系) 単位で管理している。  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	機器の種類	総 数	開放基数	補修基数	球形タンク				貯槽 (球形以外)				塔類 (上記以外)				槽類 (上記以外)				熱交換器類				回転機類				そ の 他				合 計				目視  非破壊  耐圧	適・否 該当 なし	
機器の種類	総 数	開放基数	補修基数																																						
球形タンク																																									
貯槽 (球形以外)																																									
塔類 (上記以外)																																									
槽類 (上記以外)																																									
熱交換器類																																									
回転機類																																									
そ の 他																																									
合 計																																									
	第5条第1項 第18号  <b>【気密性能】</b>	高圧ガス設備の気密試験の結果、異常がない。【別紙3】  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	発泡液 検知器 放置法	適・否 該当 なし																																					

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

第5条第1項 第19号	<p>【強度】</p> <p>1 高圧ガス設備の肉厚測定値に異常がない。【別紙4】</p> <p>2 肉厚測定箇所は、使用環境、目視検査結果等を考慮し選定している。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 測定	適・否 該当 なし													
第5条第1項 第20号	<p>【温度計】</p> <p>【常用の温度の範囲に戻す措置】</p> <p>1 高圧ガス設備の温度計の外観に異常がない。 設置数：_____基</p> <p>2 精度検査又は代替比較検査の結果、異常がない。【別紙5】</p> <p>3 常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる措置の機能に異常がない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">対象設備</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">常用の温度の範囲内に戻す措置</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置			目視 精度 代替 比較 作動	適・否 該当 なし									
対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置															
第5条第1項 第21号	<p>【圧力計】</p> <p>【安全装置】</p> <p>1 高圧ガス設備の圧力計の外観に異常がない。 設置数：_____基</p> <p>2 精度検査又は代替比較検査の結果、異常がない。【別紙6】</p> <p>3 安全装置の外観に異常がない。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置( )設置数：_____基</p> <p>4 バネ式安全弁等の作動に異常がない。【別紙7】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 精度 代替 比較 作動	適・否 該当 なし													
燃 毒	<p>第5条第1項 第22号</p> <p>【放出管】</p> <p>1 安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち、安全弁・破裂板の放出管（開口部を含む。）に異常がない。</p> <p>2 放出管開口部の位置は適切である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td style="width: 35%;">設置場所</td> <td style="width: 60%;">基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガスの貯槽</td> <td>[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの高圧ガス設備、貯蔵設備等</td> <td>除害のための設備内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の設備</td> <td>近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置</td> </tr> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	設置場所	基準		可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m		毒性ガスの高圧ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内		その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置	目視 測定 記録	適・否 該当 なし	
*	設置場所	基準														
	可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m														
	毒性ガスの高圧ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内														
	その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置														

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

第5条第1項 第23号  【基礎】	1 地盤の許容支持力度が高圧ガス設備(内容物を含む)及び基礎による単位面積当たりの荷重以上である。 2 貯槽(100m <sup>3</sup> 又は1t以上のものに限る。)の支柱又は底部若しくは架台は、同一の基礎にアンカーボルト等により緊結されている。 3 基礎、支持構造物等に異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 記録 確認  記録	適・否 該当 なし																					
第5条第1項 第24号  【耐震設計構造】	1 耐震設計構造物〔塔・貯槽・配管〕並びにこれらの支持構造物及び基礎は、地震の影響に対して安全な構造である。 重要度Ⅰa,Ⅰの設備数:貯槽:_____基 塔:_____基 重要度Ⅱ,Ⅲの設備数:貯槽:_____基 塔:_____基  2 上記の基礎、支持構造物等に異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	記録 確認  目視  記録	適・否 該当 なし																					
第5条第1項 第25号  【監視装置】	1 特殊反応設備の温度、圧力、流量又はガスの密度・組成等の監視装置のうち、2以上が設置され、その外観に異常がない。 特殊反応設備数:_____基 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 35%;">監視装置</th> <th style="width: 40%;">検出部の設置箇所等</th> <th style="width: 20%;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>温度監視装置</td> <td>異常を的確に把握可能な箇所に十分な数</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧力監視装置</td> <td>圧力区分ごとに2箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流量監視装置</td> <td>原料送入系統ごとに1箇所以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス密度・組成等監視装置</td> <td>的確に把握可能な箇所に1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、異常事態を最も早期に把握できるものは、( )であり、自動記録式装置の機能に異常がない。 3 警報装置は計器室で感知でき、機能に異常がない。 4 保安電力を保有している。  ○ 前回からの変更 あり・なし	*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数		温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____個		圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____個		流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____個		ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____個	目視 作動	適・否 該当 なし	
*	監視装置	検出部の設置箇所等	設置数																					
	温度監視装置	異常を的確に把握可能な箇所に十分な数	_____個																					
	圧力監視装置	圧力区分ごとに2箇所以上	_____個																					
	流量監視装置	原料送入系統ごとに1箇所以上	_____個																					
	ガス密度・組成等監視装置	的確に把握可能な箇所に1個以上	_____個																					
第5条第1項 第26号  【危険状態防止措置】	1 特殊反応設備には、その設備が危険な状態になることを安全に、かつ、有効に防止するための措置が講じられており、その外観に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 45%;">装置名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>原材料供給遮断装置</td> <td></td> <td>冷却水の供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容物放出装置</td> <td></td> <td>反応停止剤供給装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不活性ガス供給装置</td> <td></td> <td>その他 ( )</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記のうち、最も有効なものは( )であり、〔遠隔操作・自動作動〕できるものである。 3 上記の措置が正常に作動する。【別紙9】  ○ 前回からの変更 あり・なし	*	装置名	*	装置名		原材料供給遮断装置		冷却水の供給装置		内容物放出装置		反応停止剤供給装置		不活性ガス供給装置		その他 ( )	目視 作動	適・否 該当 なし					
*	装置名	*	装置名																					
	原材料供給遮断装置		冷却水の供給装置																					
	内容物放出装置		反応停止剤供給装置																					
	不活性ガス供給装置		その他 ( )																					

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>燃 毒 酸 素</p>	<p>第5条第1項 第27号</p> <p>【緊急遮断措置 (特殊反応設備等)】</p>	<p>1 貯槽を除く以下の高圧ガス設備には、次の区分により、緊急時に安全かつ、速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）が講じられ、緊急遮断に支障がない状態である。</p> <table border="1" data-bbox="367 302 1133 840"> <thead> <tr> <th>* 高圧ガス設備の種類</th> <th>設備の数</th> <th>遮断弁の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊反応設備及び類似設備</td> <td>___基</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td>燃焼熱量250GJ以上の設備</td> <td>___基</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td>停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備</td> <td>___基</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td>停滞量 100 t 以上の酸素の設備</td> <td>___基</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td>停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)</td> <td>___基</td> <td>___個</td> </tr> <tr> <td>製造の主要な工程に係る2以上の 高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと）</td> <td>___基</td> <td>___個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [計器室操作・自動作動] に異常がなく、確実かつ速やかに遮断操作が可能である。</p> <p>3 作動検査の結果異常がなく、弁座漏えい量は保安上支障のない量である。【別紙9】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* 高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数	特殊反応設備及び類似設備	___基	___個	燃焼熱量250GJ以上の設備	___基	___個	停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備	___基	___個	停滞量 100 t 以上の酸素の設備	___基	___個	停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	___基	___個	製造の主要な工程に係る2以上の 高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと）	___基	___個	<p>目視</p> <p>作動</p> <p>弁座漏れ</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
* 高圧ガス設備の種類	設備の数	遮断弁の数																								
特殊反応設備及び類似設備	___基	___個																								
燃焼熱量250GJ以上の設備	___基	___個																								
停滞量30 t 以上の毒性ガスの設備	___基	___個																								
停滞量 100 t 以上の酸素の設備	___基	___個																								
停滞量 100 t 以上の可燃性ガスの設備 (上記2以外)	___基	___個																								
製造の主要な工程に係る2以上の 高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと）	___基	___個																								
<p>燃 毒</p>	<p>第5条第1項 第28号</p> <p>【緊急移送設備】</p>	<p>1 次の高圧ガス設備に緊急移送設備が設けられており、外観に異常がない。</p> <table border="1" data-bbox="367 1209 1133 1411"> <thead> <tr> <th>* 高圧ガス設備の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊反応設備</td> </tr> <tr> <td>燃焼熱量が50.2GJを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。）</td> </tr> <tr> <td>緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急移送設備は、当該設備が設置されている区間内の保有ガス量を二次災害に至らない間に移送可能なものである。</p> <p>3 緊急移送設備は、移送した内容物をその種類、量、性状等に応じ[燃焼・除害廃棄・貯槽等への移送・放出]により安全に処理できるものである。</p> <p>4 緊急移送設備には、空気流入防止及びドレン滞留防止のための措置が講じられている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* 高圧ガス設備の種類	特殊反応設備	燃焼熱量が50.2GJを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。）	緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備	<p>目視</p> <p>図面</p>	<p>適・否 該当 なし</p>																		
* 高圧ガス設備の種類																										
特殊反応設備																										
燃焼熱量が50.2GJを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。）																										
緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備																										

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 料	第5条第1項 第29号  <b>【貯槽の識別措置】</b>	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽を容易に識別できるような措置が講じられており、外観に異常がない。 (1) 特定液化ガス以外の可燃性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に赤色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を朱書・容易に剥がれ難い標紙を添付]  (2) 特定不活性ガスの貯槽 貯槽数：_____基 [直径の1/10以上の幅で帯状に橙色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付] [ガス名を橙色書・容易に剥がれ難い標紙を添付]  (3) 特定液化石油ガスの貯槽 貯槽数：_____基 特定液化石油ガスである旨の朱書  2 地下に埋設された貯槽の標識の外観に異常がない。 埋設貯槽数：_____基  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視	適・否 該当 なし													
	第5条第1項 第31号 第32号  <b>【温度上昇防止措置】</b>	1 液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽，又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には，断熱構造の区分に応じ，散水装置等が設置されており，外観及び機能に異常がない。【別紙8】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象 貯槽名</th> <th style="width: 15%;">断熱構造 区分</th> <th style="width: 25%;">散水装置 * (L/(min・m<sup>2</sup>))</th> <th style="width: 45%;">消火栓 *</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td>法定：5 実際：_____</td> <td>法定：1 栓/ 50m<sup>2</sup> 実際：_____ 栓/ _____ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">準耐火</td> <td>法定：2.5 実際：_____</td> <td>法定：1 栓/100m<sup>2</sup> 実際：_____ 栓/ _____ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> 2 圧縮ガス貯槽に対する [消火栓・消防ポンプ車] が設置されている。  3 30分間以上連続して放水できる水量が確保されている。 必要水量(法定)：_____ m <sup>3</sup> ，必要水量(仕様)：_____ m <sup>3</sup> 保有水量：_____ m <sup>3</sup>  4 耐熱措置及び冷却措置の操作位置は，貯槽及びその支柱の外側から5m以上離れた安全な位置である。 実 際：_____ m  ○ 前回からの変更 あり・なし	対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *		なし	法定：5 実際：_____	法定：1 栓/ 50m <sup>2</sup> 実際：_____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>		準耐火	法定：2.5 実際：_____	法定：1 栓/100m <sup>2</sup> 実際：_____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>	目視  作動	適・否  該当 なし	
対象 貯槽名	断熱構造 区分	散水装置 * (L/(min・m <sup>2</sup> ))	消火栓 *														
	なし	法定：5 実際：_____	法定：1 栓/ 50m <sup>2</sup> 実際：_____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>														
	準耐火	法定：2.5 実際：_____	法定：1 栓/100m <sup>2</sup> 実際：_____ 栓/ _____ m <sup>2</sup>														
	第5条第1項 第33号  <b>【液面計】</b>	1 液化ガスの貯槽には，液面計が設置されており，外観に異常がない。  2 ガラス液面計には，破損を防止するための措置が講じられており，外観に異常がない。  3 可燃性ガス，毒性ガス及び特定不活性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には，自動式及び手動式の止め弁が設置されており，正常に作動する。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視  作動	適・否  該当 なし													

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃	第5条第1項 第34号  【負圧防止措置】	可燃性ガス低温貯槽には、圧力計、圧力警報設備及び〔真空安全弁・均圧管・圧力連動冷凍制御設備・圧力連動送液設備〕が設けられ、外観及び機能に異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 作動	適・否 該当 なし													
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第35号  【流出防止措置】	1 500t以上の可燃性ガス、5t以上の毒性ガス又は1000t以上の酸素の液化ガスの貯槽には、防液堤又はこれと同等以上の効果のある施設（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> ）が設置されており、外観に異常がない。 2 集合防液堤には、間仕切りが設けられている。 <span style="margin-left: 200px;">間仕切り高さ：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m</span> 3 防液堤の容量は規定以上であり、階段等が規定数以上設けられている。 <span style="margin-left: 20px;">防液堤の容量    法定：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m<sup>3</sup>    実際：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m<sup>3</sup></span> <span style="margin-left: 20px;">防液堤の高さ：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m,    防液堤の外周長：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m</span> <span style="margin-left: 20px;">階段の設置数：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> 箇所</span>  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 測定  記録	適・否 該当 なし													
	第5条第1項 第36号  【防液堤内外の 設置制限】	防液堤の内側及び外面から規定の距離以内には、大臣が定めるものの以外の設備、施設が設置されていない。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 55%;">貯槽の種類</th> <th style="width: 40%;">外面からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽</td> <td style="text-align: center;">10m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1000t未満の可燃性ガスの貯槽</td> <td style="text-align: center;">8 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの貯槽</td> <td style="text-align: center;">大臣が定める距離 L( )：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	貯槽の種類	外面からの距離		1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m		1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8 m		毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L( )： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m	目視 測定  記録	適・否 該当 なし	
*	貯槽の種類	外面からの距離															
	1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m															
	1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8 m															
	毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L( )： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m															
	第5条第1項 第37号  【貯槽の埋設】	特定液化石油ガスの貯槽で大臣が指定するものは、地盤面下に埋設されている。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 記録	適・否 該当 なし													
	第5条第1項 第38号  【埋設貯槽】	1 地盤面下に埋設されている特定液化石油ガスの貯槽は、貯槽室に設置され、必要な措置が講じられている。貯槽室に設置されていない場合は、腐食防止措置を講じられた貯槽が地盤面に固定され、かつ、重量物の荷重に耐える措置が講じられている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">方            式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(1) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 貯槽を水没させる方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 貯槽室内を強制換気する方式</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記(1)にあつては、砂の乾燥状況、浸透水及び電位測定値に異常がない。 3 上記(3)にあつては、ピット内の乾燥状況、ガス漏えい検知警報設備の作動等に異常がない。 4 地盤面と貯槽頂部との距離は、0.6m以上確保されている。 <span style="margin-left: 150px;">実際：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m</span> 5 二以上隣接して設置する貯槽の相互間は1m以上の間隔がとられている。 <span style="margin-left: 150px;">実際：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                        </span> m</span>  ○ 前回からの変更 あり・なし	*	方            式		(1) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式		(2) 貯槽を水没させる方式		(3) 貯槽室内を強制換気する方式	目視  測定  記録 確認  作動  記録	適・否 該当 なし					
*	方            式																
	(1) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式																
	(2) 貯槽を水没させる方式																
	(3) 貯槽室内を強制換気する方式																

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	第5条第1項 第39号  <b>【埋設貯槽】</b>	1 貯槽の地盤面下部分に腐食防止措置が講じられ、異常がない。 2 電気防食貯槽の対地電位の測定値に異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 測定 記録 作動	適・否 該当 なし										
	第5条第1項 第40号  <b>【置換措置】</b>	1 アルシン等(ガス名： )の製造設備(当該ガスの通る部分に限る。)は、その内部のガスを[不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換・真空排気]できる構造であり、外観に異常がない。 2 アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他流体(当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。)に係る不活性ガスの供給配管と系統が別である。 [相互に反応するガス] ( )と( )  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 図面 記録	適・否 該当 なし										
毒	第5条第1項 第41号  <b>【接合】</b>	1 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は溶接によるものである。 2 溶接が適当でない場合は、保安上必要な強度等を有するフランジ接合又はねじ接合である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">フランジ・ねじ接合継手による接合箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">フランジ接合： _____ 箇所      ねじ接合： _____ 箇所</p> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所		しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所		特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所		定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所		修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所	図面 記録	適・否 該当 なし
*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所													
	しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所													
	特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所													
	定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所													
	修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所													
毒	第5条第1項 第42号  <b>【二重管】</b>	1 毒性ガス設備に係る配管のうち、配管内の滞留ガス量に対応する保安物件までの距離が不足する部分は二重管であり、外観に異常がない。 第一種設備距離 法定： _____ m 実際： _____ m 第二種設備距離 法定： _____ m 実際： _____ m  2 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり、材料・強度は基準に適合するものであり、外観に異常がない。  3 内層管と外層管との間には、ガス漏えいを検知警報する措置が講じられ、機能に異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 作動	適・否 該当 なし										



# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 毒 酸 蒸	第5条第1項 第43号  【貯槽のバルブ】	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であって、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖）のほか、1以上のバルブ（次号の規定により設置するバルブを除く）が設けられている。</p> <p>2 上記1のバルブの外観に異常がなく、かつ、良好に作動する。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視  作動	適・否  該当なし									
燃 毒 酸 蒸	第5条第1項 第44号  【緊急遮断措置】 (貯槽配管)	<p>1 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000L未満のものを除く。）の配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）が講じられており、外観に異常がない。</p> <table border="1" data-bbox="375 817 1117 974"> <thead> <tr> <th>* 貯槽の種類</th> <th>対象貯槽名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酸素の貯槽</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記1の機能が維持されている。また、弁座漏えい量は保安上支障のない漏れ量以下である。【別紙9】</p> <p>3 操作位置は、当該貯槽から10m以上離れた位置である。 実際： _____ m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* 貯槽の種類	対象貯槽名	可燃性ガス		毒性ガス		酸素の貯槽		目視  作動  弁座漏れ	適・否  該当なし	
* 貯槽の種類	対象貯槽名												
可燃性ガス													
毒性ガス													
酸素の貯槽													
	第5条第1項 第45号  【バルブ等の操作のための措置】	<p>製造設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあつては当該操作ボタン等）を適切に操作できる以下の措置が講じられ、外観及び作動状況に異常がない。</p> <p>(1)バルブ等に名称・番号等を明記した標示されるとともに、当該バルブの開閉方向が明示されている。</p> <p>(2)バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体が名称又は塗色で示されると共に、流れ方向が表示されている。</p> <p>(3)特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付けられ、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置が講じられている。</p> <p>(4)バルブ等を確実に操作するための足場が設けられている。</p> <p>(5)バルブ等の操作に必要な照度が確保されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視  作動	適・否  該当なし									

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

毒	第5条第1項 第46号  <b>【除害措置】</b>	<p>1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じた適切な拡散防止並びに除害措置が講じられている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 85%;">拡散防止措置及び除害措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">拡散防止措置</td> <td></td> <td>水等による希釈, ガスの蒸気圧低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全な場所への移送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤, 吸収剤, 中和剤等で蒸発気化を抑える</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準に適合した建物で覆う(※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障壁, 局所排気による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸収, 中和, 吸着, 移送, 燃焼による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝, 防液堤によるガスの流出防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては, 常時吸引による拡散防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">除害措置</td> <td></td> <td>水, 吸収剤, 中和剤等による吸収又は中和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤による吸着除去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝等に回収し, 安全な製造設備への返送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア, シアン化水素に限る。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては, 規定に適合する方式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">拡散防止措置: 塩素, ホスゲンの貯槽にあつては(※)による。</p> <p>2 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類及び設備の状況に応じ, 適切な [除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置] が設置されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ガスの種類</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ガスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>塩素</td> <td></td> <td>亜硫酸ガス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ホスゲン</td> <td></td> <td>アンモニア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>硫化水素</td> <td></td> <td>酸化エチレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シアン化水素</td> <td></td> <td>クロルメチル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 アルシン等(ガス名: )の除害のための設備は, 通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものである。</p> <p>4 毒性ガス(アルシン等を除く。)の種類等に応じて次の除害剤が規定数量以上保有されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 45%;">除害剤の種類</th> <th colspan="2" style="width: 55%;">除害剤の数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 27.5%;">法定</th> <th style="width: 27.5%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 規定数量以上の保護具が適切な場所( )に常備されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">数量</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">空気呼吸器</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">隔膜式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>__個</td> <td>__個</td> <td>防毒マスク</td> <td>__個</td> <td>__個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">酸素呼吸器</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">保護手袋及び長靴</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>__個</td> <td>__個</td> <td>__個</td> <td>__個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保護衣</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>__個</td> <td>__個</td> <td>__個</td> <td>__個</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 上記1から4の外観及び機能に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	区分	*	拡散防止措置及び除害措置	拡散防止措置		水等による希釈, ガスの蒸気圧低下		安全な場所への移送		吸着剤, 吸収剤, 中和剤等で蒸発気化を抑える		基準に適合した建物で覆う(※)		障壁, 局所排気による拡散防止		吸収, 中和, 吸着, 移送, 燃焼による拡散防止		集液溝, 防液堤によるガスの流出防止		アルシン等にあつては, 常時吸引による拡散防止	除害措置		水, 吸収剤, 中和剤等による吸収又は中和		吸着剤による吸着除去		集液溝等に回収し, 安全な製造設備への返送		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア, シアン化水素に限る。)		アルシン等にあつては, 規定に適合する方式	*	ガスの種類	*	ガスの種類		塩素		亜硫酸ガス		ホスゲン		アンモニア		硫化水素		酸化エチレン		シアン化水素		クロルメチル	除害剤の種類	除害剤の数量		法定	計画				保護具の種類	数量		保護具の種類	数量		法定	実際	法定	実際	空気呼吸器			隔膜式			__個	__個	防毒マスク	__個	__個	酸素呼吸器			保護手袋及び長靴			__個	__個	__個	__個				保護衣				__個	__個	__個	__個	目視  作動	適・否  該当なし
区分	*	拡散防止措置及び除害措置																																																																																																							
拡散防止措置		水等による希釈, ガスの蒸気圧低下																																																																																																							
		安全な場所への移送																																																																																																							
		吸着剤, 吸収剤, 中和剤等で蒸発気化を抑える																																																																																																							
		基準に適合した建物で覆う(※)																																																																																																							
		障壁, 局所排気による拡散防止																																																																																																							
		吸収, 中和, 吸着, 移送, 燃焼による拡散防止																																																																																																							
		集液溝, 防液堤によるガスの流出防止																																																																																																							
		アルシン等にあつては, 常時吸引による拡散防止																																																																																																							
除害措置		水, 吸収剤, 中和剤等による吸収又は中和																																																																																																							
		吸着剤による吸着除去																																																																																																							
		集液溝等に回収し, 安全な製造設備への返送																																																																																																							
		燃焼設備で安全に燃焼(アンモニア, シアン化水素に限る。)																																																																																																							
		アルシン等にあつては, 規定に適合する方式																																																																																																							
*	ガスの種類	*	ガスの種類																																																																																																						
	塩素		亜硫酸ガス																																																																																																						
	ホスゲン		アンモニア																																																																																																						
	硫化水素		酸化エチレン																																																																																																						
	シアン化水素		クロルメチル																																																																																																						
除害剤の種類	除害剤の数量																																																																																																								
	法定	計画																																																																																																							
保護具の種類	数量		保護具の種類	数量																																																																																																					
	法定	実際		法定	実際																																																																																																				
空気呼吸器			隔膜式																																																																																																						
	__個	__個		防毒マスク	__個	__個																																																																																																			
酸素呼吸器			保護手袋及び長靴																																																																																																						
	__個	__個		__個	__個																																																																																																				
			保護衣																																																																																																						
	__個	__個	__個	__個																																																																																																					

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 杯	第5条第1項 第47号  【静電気除去措置】	<p>1 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備等は確実に接地されており、外観に異常がない。</p> <p>2 接地抵抗値は、総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下である。【別紙11】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 測定	適・否 該当 なし																																		
燃	第5条第1項 第48号  【電気設備】	<p>可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス製造設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有するものであり、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当 なし																																		
燃 毒	第5条第1項 第49号  【インターロック】	<p>1 可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には、高圧ガスの種類、温度、圧力等に応じ、保安上重要な箇所に誤操作防止又は異常運転に対し、自動的に原材料の供給を遮断する等の機構が設けられ、外観に異常がない。</p> <p>2 インターロック機構の機能に異常がない。【別紙10】</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">インターロック機構の概略</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	インターロック機構の概略		目視 作動	適・否 該当 なし																																
インターロック機構の概略																																						
	第5条第1項 第50号  【保安電力等】	<p>1 対象設備に対し、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう、措置が講じられている。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 30%;">設 備</th> <th style="width: 65%;">保安電力等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自動制御装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急遮断装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>散水装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防消火設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷却水ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水噴霧装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス 除害設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常照明設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス漏えい 検知警報設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>通報設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 上記設備の外観及び作動に異常がない。また、その周囲に異常がない。</p> <p>4 上記設備のうち、通常電池を使用するものにあつては、使用可能な予備電池が保有されているか、常に充電されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	設 備	保安電力等の種類		自動制御装置			緊急遮断装置			散水装置			防消火設備			冷却水ポンプ			水噴霧装置			毒性ガス 除害設備			非常照明設備			ガス漏えい 検知警報設備			通報設備		目視 図面 作動 記録	適・否  該当 なし	
*	設 備	保安電力等の種類																																				
	自動制御装置																																					
	緊急遮断装置																																					
	散水装置																																					
	防消火設備																																					
	冷却水ポンプ																																					
	水噴霧装置																																					
	毒性ガス 除害設備																																					
	非常照明設備																																					
	ガス漏えい 検知警報設備																																					
	通報設備																																					

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第5条第1項 第51号</p> <p>【滞留しない構造】</p>	<p>可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、ガスが漏えいした場合に滞留しない構造であり、外観及び作動状態に異常がない。室の数：_____室 (ガス名：_____ ) の対空気比重 ( _____ )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">ガスの比重</th> <th style="width: 70%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">&gt;</td> <td>十分な面積を有した開口部を2方向以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">&lt;</td> <td>床面に開口部が接している上記のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">&gt;</td> <td>換気装置を設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">&lt;</td> <td>吸引口を床面近くに設置した換気装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	ガスの比重	構 造	1	>	十分な面積を有した開口部を2方向以上	1	<	床面に開口部が接している上記のもの	1	>	換気装置を設置	1	<	吸引口を床面近くに設置した換気装置	<p>目視</p> <p>作動</p>	<p>適・否</p> <p>該</p> <p>当</p> <p>なし</p>																					
*	ガスの比重	構 造																																					
1	>	十分な面積を有した開口部を2方向以上																																					
1	<	床面に開口部が接している上記のもの																																					
1	>	換気装置を設置																																					
1	<	吸引口を床面近くに設置した換気装置																																					
<p>毒</p> <p>第5条第1項 第52号</p> <p>【識別措置】 【危険標識】</p>	<p>1 毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別できる識別標識が当該製造施設の区画の見やすい場所に掲げられており、外観等に異常がない。</p> <p>2 毒性ガスの漏えいしやすい箇所に危険標識が掲げられており、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否</p> <p>該</p> <p>当</p> <p>なし</p>																																				
<p>第5条第1項 第53号</p> <p>【ガス漏えい 検知警報設備】</p>	<p>1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所・設置数は、適切である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設置場所</th> <th style="width: 25%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 10%;">実 際</th> <th style="width: 35%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/10m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/20m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備の 周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/10m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱炉等火源 を含む施設の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/20m以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器室の内部</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの充填用 接続口</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> <td style="text-align: center;">_____個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さである。</p> <p>3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所 ( _____ ) である。</p> <p>4 外観に異常がない。</p> <p>5 ガスの検知及び警報の機能に異常がない。【別紙12】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	設置場所	設置基準・法定数	実 際			屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個		屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個		特殊反応設備の 周囲	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個		加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個		計器室の内部	1個以上	_____個	_____個		毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	_____個	_____個	<p>目視</p> <p>作動</p>	<p>適・否</p> <p>該</p> <p>当</p> <p>なし</p>	
*	設置場所	設置基準・法定数	実 際																																				
	屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個																																			
	屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個																																			
	特殊反応設備の 周囲	設備群の周囲 1個/10m以上	_____個	_____個																																			
	加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20m以上	_____個	_____個																																			
	計器室の内部	1個以上	_____個	_____個																																			
	毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	_____個	_____個																																			

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 毒 酸 特 不 シ 化 窒 素	第5条第1項 第54号, 第54号の2  <b>【防消火設備】</b>	(防火設備；可燃性ガス，毒性ガス，酸素の製造施設) 1 防火設備の外観及び機能に異常がない。【別紙13】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 30%;">対象設備</th> <th style="width: 10%;">散水設備</th> <th style="width: 10%;">放水砲</th> <th style="width: 10%;">固定式放水銃</th> <th style="width: 10%;">移動式放水銃</th> <th style="width: 10%;">消火栓</th> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記設備の周囲10m以内の非耐火設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高20m以上の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高6m以上20m未満の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象設備のある地域半径40mの円区画</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">スチームカーテン等 基</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(消火設備；可燃性ガス，毒性ガス，酸素又は特定不活性ガス)                  2 消火設備（消火器）が設けられており，使用可能な状態である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">対象設備</th> <th style="width: 55%;">法定</th> <th style="width: 15%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場</td> <td>                     停滞量 10 t (特定不活性ガスの場合 20 t) につき消火器 1 個                      ※最低 3 個 (特定不活性ガスの場合 2 個)                      停滞量：_____ t 設置数：_____ 個                 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防液提設置貯槽</td> <td>                     歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上                      歩行距離：_____ m 設置数：_____ 個                 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の貯槽</td> <td>消火器 3 個以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">注 消火器は，能力単位B-10以上の粉末消火器とする。</p> <p>3 建屋内で2によらない場合，不活性ガス(特定不活性ガスを除く)等による拡散設備等が設置され，機能に異常がない。</p> <p>4 三フッ化窒素の高圧ガス設備には，2に加え，[不活性ガス(特定不活性ガスを除く)等による拡散設備等の適切な消火設備・上記1による防火設備] が設置され，機能に異常がない。</p> <p>(防消火用水供給設備：第62号)</p> <p>5 防消火用水を最も多量に必要とする製造施設(最大製造施設)及びその隣接する製造施設のうち防消火用水を最も多量に必要とする製造施設に対し，30分以上連続して供給できる水量が確保されている。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">最大製造施設に必要な水量</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">+ 隣接の製造施設に必要な水量</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">ポンプの能力：_____ m<sup>3</sup>/h，保有水量：_____ m<sup>3</sup></p> <p>6 操作場所と対象設備との距離は15m以上である。                  実際：_____ m</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓		特殊反応設備	基	-	-	-	-		上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-		地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-		地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-		その他の設備	基	基	基	基	-		対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基		可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等	スチームカーテン等 基					*	対象設備	法定	実際		貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスの場合 20 t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスの場合 2 個) 停滞量：_____ t 設置数：_____ 個	_____ 個		防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離：_____ m 設置数：_____ 個	_____ 個		その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個	最大製造施設に必要な水量	:	m <sup>3</sup>	+ 隣接の製造施設に必要な水量	:	m <sup>3</sup>	合計	:	m <sup>3</sup>	目 視  作 動	適 ・ 否  該 当 な し
*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓																																																																															
	特殊反応設備	基	-	-	-	-																																																																															
	上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-																																																																															
	地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-																																																																															
	地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-																																																																															
	その他の設備	基	基	基	基	-																																																																															
	対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基																																																																															
	可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等	スチームカーテン等 基																																																																																			
*	対象設備	法定	実際																																																																																		
	貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスの場合 20 t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスの場合 2 個) 停滞量：_____ t 設置数：_____ 個	_____ 個																																																																																		
	防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離：_____ m 設置数：_____ 個	_____ 個																																																																																		
	その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																																																																		
最大製造施設に必要な水量	:	m <sup>3</sup>																																																																																			
+ 隣接の製造施設に必要な水量	:	m <sup>3</sup>																																																																																			
合計	:	m <sup>3</sup>																																																																																			

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第5条第1項 第55号</p> <p>【ベントスタック】</p>	<p>ベントスタックの位置、高さ等は次のとおりであり、外観等に異常がない。</p> <table border="1" data-bbox="367 257 1125 515"> <thead> <tr> <th>* ベントスタックの種類</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>(5)</th> <th>(6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス・緊急用</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス・緊急用</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃性ガス・緊急用以外</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒性ガス・緊急用以外</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>許容濃度：_____ ppm ， 最大着地濃度：_____ ppm ， %</p> <p>(1) 着地濃度を爆発限界未満とするに十分な高さである。                  (2) 除害措置（第46号のとおり。）を講じ、放出されたガスの着地濃度が許容濃度値以下となる                  (3) 作業場、通路から10m（緊急用以外のものにあつては5m）以上離れた位置                  (4) 静電気、落雷等による着火防止及び消火措置（緊急用以外のものにあつては、消火措置）                  (5) ドレンの滞留を防止するための措置                  (6) 液化ガスが同伴して放出され、又は急冷されるそれがある場合、気液分離器（緊急用以外のものにあつては、液化ガスが同伴することがない措置）</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	可燃性ガス・緊急用		—					毒性ガス・緊急用	—			—			可燃性ガス・緊急用以外		—					毒性ガス・緊急用以外	—			—			<p>目視</p> <p>図面確認</p> <p>記録確認</p> <p>記録</p>	<p>適・否</p> <p>該当なし</p>	
* ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)																																	
可燃性ガス・緊急用		—																																					
毒性ガス・緊急用	—			—																																			
可燃性ガス・緊急用以外		—																																					
毒性ガス・緊急用以外	—			—																																			
<p>第5条第1項 第56号</p> <p>【フレアースタック】</p>	<p>1 フレアースタックの燃焼能力は、緊急移送設備によって移送されるガスを安全に燃焼できるものである。</p> <p>2 フレアースタックは、直下における輻射熱が4.65kW/m<sup>2</sup>以下となる高さ及び位置である。</p> <p style="text-align: center;">実際：_____ kW/m<sup>2</sup></p> <p>3 輻射熱が4.65kW/m<sup>2</sup>を超える区域には、立入りできない措置が講じられている。</p> <p>4 フレアースタックの材質及び構造は、最大熱量に長時間耐え得るものである。</p> <p>5 フレアースタックには、[パイロットバーナー・常時作動できるような自動点火装置] が設けられ、外観等に異常がない。</p> <p>6 フレアースタックには、逆火及び爆発防止の機構が設けられており、外観等に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p> <p>図面確認</p> <p>記録確認</p> <p>記録</p>	<p>適・否</p> <p>該当なし</p>																																				

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>74W</p>	<p>第5条第1項 第58号</p> <p>【破裂防止措置】</p>	<p>1 圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び容器置場には、固定式配管の散水装置を設置し、外観及び機能に異常がない。 【別紙12】</p> <p>2 当該施設と散水装置の水源との距離は100m以下、水源水量は20 m<sup>3</sup>以上、送水量は0.8m<sup>3</sup>/min以上である。</p> <p>3 散水装置の主管には、安全な箇所に消防ポンプ自動車のホースと接続することができる枝管を1箇所以上設けている。</p> <p>4 散水装置は、20 L/(m<sup>2</sup>・min)以上の散水能力を有し、散水単位ごとに単独で散水できるものである。</p> <p>5 散水装置の操作は、安全な場所で容易に行うことができる。</p> <p>6 散水装置の電源は受電設備からの専用線とし、散水配管は識別できるように塗色され、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p> <p>作動</p>	<p>適・否</p> <p>該当なし</p>													
<p>74C 窒素</p>	<p>第5条第1項 第58の2号</p> <p>【破裂防止措置】</p>	<p>1 三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器に充填する場所及び当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により車両に固定した容器が破裂しないような措置が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>2 三フッ化窒素を充填する場所と隣接する車両に固定した容器等に充填する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充填場所の間には、三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料の壁又は仕切りを設けられており、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p> <p>図面</p>	<p>適・否</p> <p>該当なし</p>													
	<p>第5条第1項 第59号 第60号</p> <p>【障壁】</p>	<p>1 次の設備の間に障壁が設けられ、外観に異常がない。</p> <table border="1" data-bbox="391 1395 1040 1644"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">*</td> <td>障壁設置場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の容器置場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製で、十分な強度を有するものであり、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	障壁設置場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場		圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の充填場所		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の容器置場	<p>目視</p>	<p>適・否</p> <p>該当なし</p>	
*	障壁設置場所																
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所																
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場																
	圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場																
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の充填場所																
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MP a以上）の容器置場																

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃	第5条第1項 第61号  【計器室】	1 計器室は、下記の設備から15m以上離れた安全な位置にある。 実際：_____m (1)特殊反応設備 (2)特殊反応設備に配管で直結した処理設備のうち、緊急遮断装置で遮断されていないもの (3)燃焼熱量の数値が50.2G J以上となる高压ガス設備  2 計器室は耐火構造とし、出入口を2箇所以上設け、そのうち1箇所は危険な箇所に面していないものである。 3 内装材は不燃性材料を使用し、窓は[網入り・強化]ガラスである。また、窓は保安上必要なもの以外、製造設備に面していない。 4 規定のガス( )の製造施設に係る計器室は、漏えいしたガスの侵入を防止する保圧構造であり、扉は二重構造とし、吸入口を製造設備の反対方向に空気吸入装置が設けられている。 5 上記2から4の外観等に異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	測定  目視  図面  記録	適・否  該当なし									
燃 毒 酸	第5条第1項 第62号  【保安用 不活性ガス等】	1 緊急時に必要とする数量及び圧力の窒素その他の不活性ガス又はスチームを保有するか、これらの供給を確実に受けられる措置が講じられ、外観等に異常がない。 <table border="1" data-bbox="363 936 1120 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2">* 保安用不活性ガスの種類・数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>( )を必要量 _____m<sup>3</sup> に対し</td> <td>実際 _____m<sup>3</sup> 保有</td> </tr> <tr> <td>( )を必要量 _____m<sup>3</sup> に対し</td> <td>( )から実際 _____m<sup>3</sup> 受入れ</td> </tr> </tbody> </table> 2 第54号の規定により設けられた防消火設備の作動のために必要な水量を常時保有している。(第54号に記載のとおり。)  3 供給設備は安全な位置に設置され、かつ保安電力等が設けられている。  ○ 前回からの変更 あり・なし	* 保安用不活性ガスの種類・数量		( )を必要量 _____m <sup>3</sup> に対し	実際 _____m <sup>3</sup> 保有	( )を必要量 _____m <sup>3</sup> に対し	( )から実際 _____m <sup>3</sup> 受入れ	目視	適・否 該当なし			
* 保安用不活性ガスの種類・数量													
( )を必要量 _____m <sup>3</sup> に対し	実際 _____m <sup>3</sup> 保有												
( )を必要量 _____m <sup>3</sup> に対し	( )から実際 _____m <sup>3</sup> 受入れ												
	第5条第1項 第63号  【通報設備】	事業所の規模及び製造施設の態様に応じ、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置が講じられ、外観及び機能に異常がない。 <table border="1" data-bbox="370 1438 1129 1706"> <thead> <tr> <th>通 報 範 囲</th> <th>通 報 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間</td> <td>[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン]</td> </tr> <tr> <td>事業所内全体</td> <td>[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]</td> </tr> <tr> <td>作業員相互間</td> <td>[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]</td> </tr> </tbody> </table> ※メガホンは事業所内面積が1,500m <sup>2</sup> 以下の場合に限る。  ○ 前回からの変更 あり・なし	通 報 範 囲	通 報 設 備	保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン]	事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]	作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]	目視  作動	適・否 該当なし	
通 報 範 囲	通 報 設 備												
保安統括者等が常駐する事務所と 現場事務所・現場事務所相互間	[ページング設備・構内電話・ 構内放送設備・インターホーン]												
事業所内全体	[ページング設備・構内放送設備・ サイレン・携帯用拡声器・メガホン]												
作業員相互間	[ページング設備・携帯用拡声器・ トランシーバー・メガホン]												
	第5条第1項 第64号  【沈下状況測定】	1 沈下状況の測定結果に異常がない。【別紙14】  2 沈下状況の測定を行わない期間においては、目視検査の結果、異常がない。【別紙14】  ○ 前回からの変更 あり・なし	測定  目視	適・否 該当なし									



# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	第5条第1項 第65号イ 【容器置場の境界線】	1 容器置場の範囲は( )により明示され、外観等に異常がない。 2 外部から明瞭に識別できる大きさの警戒標が掲げられ、外観に異常がない。 実際： _____ 個  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	目視 図面	適・否 該当 なし	
燃 酸	第5条第1項 第65号ロ 【容器置場の建屋】	1 可燃性ガス及び酸素の容器置場(充填容器等が断熱材で被覆してあるものを除く)は1階建である。 2 充填容器等はシリンダーキャビネットに収納されている。 3 圧縮水素(充填圧力が20 MPaを超えるものを除く。)のみ、又は酸素のみを貯蔵する容器置場は2階建以下である。  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	目視 記録	適・否 該当 なし	
	第5条第1項 第65号ハ 【容器置場の保安距離】	毒性ガスの容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)は、その外面から保安物件( )に対し、容器置場の面積に応じた距離が確保されている。 容器置場の面積： _____ m <sup>2</sup> 法定距離 m = _____ m 実際： _____ m  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面	適・否 該当 なし	
	第5条第1項 第65号ニ 【容器置場の保安距離】	1 毒性ガス以外の容器置場(貯蔵設備を除く。)はその外面から保安物件( )まで規定以上の距離が確保されている。 容器置場の面積 _____ m <sup>2</sup> 法定距離 l <sub>1</sub> = _____ m 実際： _____ m 法定距離 l <sub>2</sub> = _____ m 実際： _____ m 2 上記1のうち、可燃性ガス以外の容器置場で25m <sup>2</sup> 未満のものについては、次の距離を確保した。 法定距離 l <sub>1</sub> = _____ m 実際： _____ m 法定距離 l <sub>2</sub> = _____ m 実際： _____ m  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	測定 目視 図面	適・否 該当 なし	
	第5条第1項 第65号ホ 【容器置場の障壁】	容器置場の障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製であり、外観に異常がない。 緩和距離 l <sub>3</sub> = _____ m 実際： _____ m 緩和距離 l <sub>4</sub> = _____ m 実際： _____ m  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	目視	適・否 該当 なし	
燃 酸	第5条第1項 第65号ヘ 【容器置場の屋根】	1 可燃性ガス、酸素に係る容器置場には、日光を直接遮る措置([不燃性・難燃性]の材料を用いた軽量の屋根)が講じられ、外観に異常がない。 2 充填容器がシリンダーキャビネットに収納されている場合、シリンダーキャビネットの外観及び機能に異常がない。  <input type="radio"/> 前回からの変更 あり・なし	目視 作動	適・否 該当 なし	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 特 杯	第5条第1項 第65号 ト 【容器置場の 滞留しない構造】	可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、ガスが漏えいした場合滞留しない構造であり、外観に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">ガスの比重</th> <th style="width: 75%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 &gt;</td> <td>十分な面積を有した開口部を2方向以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 &lt;</td> <td>床面に開口部が接している上記のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 &gt;</td> <td>換気装置を設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 &lt;</td> <td>吸引口を床面近くに設置した換気装置</td> </tr> </tbody> </table> ○ 前回からの変更 あり・なし	*	ガスの比重	構 造		1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上		1 <	床面に開口部が接している上記のもの		1 >	換気装置を設置		1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置	目視  作動	適・否  該当 なし	
*	ガスの比重	構 造																		
	1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上																		
	1 <	床面に開口部が接している上記のもの																		
	1 >	換気装置を設置																		
	1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置																		
	第5条第1項 第65号 チ 【容器置場の材料】	ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場には、不燃性又は難燃性の材料が使用されている。(充填容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合を除く。) ○ 前回からの変更 あり・なし	記録 確認  図面 目視 作動  記録	適・否  該当 なし																
	第5条第1項 第65号 リ 【容器置場の 除害措置】	1 [アルシン等・亜硫酸ガス・アンモニア・塩素・クロルメチル・酸化エチレン・シアン化水素・ホスゲン・硫化水素] の容器置場には、除害のための措置が講じられている。 2 除害措置は [溶媒希釈・移送・拡散流出防止・中和・燃焼・その他 ( ) ] とし、散布・散水・吸引等の設備が設置されている。 3 除害剤は、( ) に対し、( ) を規定数量以上、適切な場所に保管している。 4 保護具は、毒性ガスの種類に応じて必要な種類の物を、作業員数に応じて必要な数量以上備え、使用可能な状態で保管している。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視  作動	適・否  該当 なし																
	第5条第1項 第65号 ヌ 【2階建の 容器置場】	2階建の容器置場は、ホ、へ(2階部分に限る)及びトによるほか、大臣が定める構造であり、外観等に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視 測定  記録	適・否  該当 なし																
燃 酸 特 不 シ 化 室 素	第5条第1項 第65号 ル 【容器置場の 消火設備】	停滞量10t(特定不活性ガスにあっては20t)につき消火器1個の消火設備(消火器)が設けられており、使用可能な状態である。 ※最低3個(特定不活性ガスにあっては2個) 停滞量: _____ t 必要数量: _____ 個 実際: _____ 個 ○ 前回からの変更 あり・なし	目視	適・否  該当 なし																

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

コンビ則条項	判定基準及び検査結果	検査方法	判定	備考
第9条第1号 【設置場所】	<p>導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置されていない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>地図 図面 記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
第9条第2号 【地盤面上の場合】	<p>1 地盤面上に設置された導管は、地盤面から0.3m以上離して設置され、その状況に異常がない。 実際：_____m</p> <p>2 周囲の状況に応じた柵、ガードレール等の防護措置が講じられ、設置状況に異常がない。</p> <p>3 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けられ、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視  図面  記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
第9条第3号 【地盤面下の場合】	<p>1 地盤面下に埋設された導管は、0.6m以上地盤面から下に埋設され、その状況に異常がない。 実際：_____m</p> <p>2 車両の交通が特に激しい公道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設されている。 実際：_____m</p> <p>3 上記1、2における深さが得られない場合は、[カバープレート・ケーシング・肉厚を増加させる] 措置が講じられている。</p> <p>4 鉄道の横断部においては1.2m以上地盤面から下に埋設され、かつ、鋼鉄のケーシングを用いて保護されている。 実際：_____m</p> <p>5 高圧ガスの種類、導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が次の基準によりに設けられ、外観に異常がない。</p> <p>(1) 人家の多い地区を通る場合は、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所</p> <p>(2) 人家が少ない地区において、導管を道路に沿って設置する場合は、1,000m間隔</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視  図面  記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第9条第4号</p> <p>【水中の場合】</p>	<p>1 船の航行する水域の水底に設置されている導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置されている。  <span style="margin-left: 100px;">実際：_____m</span></p> <p>2 海底、河底に設置されている導管は、[管の比重を上げる・アンカー]等、管の浮上や移動を防止するための措置が講じられている。</p> <p>3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置が講じられている。</p> <p>4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置されている場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設されている。また、水路が不安定な川床に埋設されている場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>図面</p> <p>記録 確認</p> <p>記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第5号</p> <p>【耐圧性能】</p> <p>【気密性能】</p>	<p>1 外部及び弁類（分解点検・整備時に確認）の内部に異常がない。</p> <p>2 非破壊検査の結果、異常がない。【別紙2】</p> <p>3 気密試験の結果、異常がない。【別紙3】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p> <p>非破壊 発泡液 検知器 放置法</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第6号</p> <p>【強度】</p>	<p>1 肉厚測定値に異常がない。【別紙4】</p> <p>2 肉厚測定箇所は、使用環境、目視検査結果等を考慮し選定している。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 測定</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第7号</p> <p>【防食】</p> <p>【応力吸収】</p>	<p>1 導管の腐食を防止するための措置が次のとおり講じられ、異常がない。</p> <p>(1) 腐食性のあるガスの場合は、内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] が講じられている。</p> <p>(2) 地中に埋設されている場合は、[塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] により外面が保護されている。</p> <p>(3) 地中に埋設されている場合は、電気防食措置が講じられ、対地電位の測定値に異常がない。</p> <p>2 導管の応力を吸収するための措置が次のとおり講じられており、異常がない。</p> <p>(1) 地中に埋設されている場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持されている。</p> <p>(2) 地上に設置されている場合は、導管の伸縮を吸収するための措置が講じられ、支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 測定</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第9条第8号</p> <p>【常用の温度を 超えない措置】</p>	<p>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せず処理できる措置が講じられ、異常がない。</p> <p>2 導管が地上に設置されている場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置が講じられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第9号</p> <p>【常用の圧力を 超えない措置】</p>	<p>1 安全装置の外観に異常がない。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置( )設置数：_____基</p> <p>2 バネ式安全弁等の作動検査の結果、異常がない。【別紙7】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第10号</p> <p>【水分除去措置】</p>	<p>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合、導管と圧縮機との間に水分離器が設けられ、外観及び水分除去の状況に異常がない</p> <p>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器が設けられ、外観及び水分除去の状況に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第9条第11号</p> <p>【通報設備】</p>	<p>事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置 [電話・インターホン] が講じられ、外観及び機能に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

コピ条項	判定基準及び検査結果	検査方法	判定	備考
第10条第1号 (第9条第1号準用)  【設置場所】	<p>導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所、大臣が定める場所又は建物の内部若しくは基礎面に設置されていない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>地図 図面 記録 確認</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第4号準用)  【水中の場合】	<p>1 船の航行する水域の水底に設置されている導管は、投錨等による損傷を防止するため、必要な深さ以上の深さに設置されている。 実際：_____m</p> <p>2 海底、河底に設置されている導管は、[管の比重を上げる・アンカー]等、管の浮上や移動を防止するための措置が講じられている。</p> <p>3 波浪の影響を受ける接岸部に設置される導管には、波浪等による損傷を防止するため、[ケーシング・コンクリート防護・防波柵]による防護措置が講じられている。</p> <p>4 導管が流水によって洗掘されるおそれのある河床に設置されている場合、洗掘されるおそれのない深さに埋設されている。また、水路が不安定な川床に埋設されている場合は、水路の浅い部分においても深い部分の導管と水平になるように埋設されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>図面  記録 確認  記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第5号準用)  【耐圧性能】 【気密性能】	<p>1 外部及び弁類（分解点検・整備時に確認）の内部に異常がない。</p> <p>2 非破壊検査の結果、異常がない。【別紙2】</p> <p>3 気密試験の結果、異常がない。【別紙3】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 非破壊 発泡液 検知器 放置法</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第6号準用)  【強度】	<p>1 肉厚測定の結果、異常がない。【別紙4】</p> <p>2 肉厚測定箇所は、使用環境、目視検査結果等を考慮し選定している。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 測定</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
(第9条第8号準用)  【常用の温度を 超えない措置】	<p>1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置が講じられ、異常がない。</p> <p>2 導管が地上に設置されている場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置が講じられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

(第9条第9号準用) 【常用の圧力を超えない措置】	<p>1 安全装置の外観に異常がない。 安全弁 設置数 : _____ 基 その他の安全装置( )設置数 : _____ 基</p> <p>2 バネ式安全弁等の作動検査の結果, 異常がない。【別紙7】 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当なし	
(第9条第10号準用) 【水分除去措置】	<p>1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合, 導管と圧縮機との間に水分離器が設けられ, 外観及び水分除去の状況に異常がない</p> <p>2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器が設けられ, 外観及び水分除去の状況に異常がない ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視  記録 確認	適・否  該当なし	
第10条第2号 【標識】	<p>高压ガスの種類, 導管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識が, 人目につきやすく, かつ, 交通等の障害にならない場所に設けられ, 外観に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当なし	
第10条第3号 【腐食防止】	<p>導管の腐食を防止するための措置が次のとおり講じられ, 異常がない。 (1) 腐食性のあるガスの場合は, 内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] が講じられている。 (2) 地中に埋設されている場合は, [塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] により外面が保護されている。 (3) 地中に埋設されている場合は, 電気防食措置が講じられ, 対地電位の測定値に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 測定	適・否 該当なし	
第10条第4号 【材料】	<p>導管, 管継手及びバルブ (以下「導管等」という。) に使用する材料は, ガスの種類, 性状, 温度, 圧力等に応じ, 当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し, 安全な化学的成分及び機械的性質を有するものである。 ○ 変更の有無 有・無</p>	記録 確認  図面  記録	適・否 該当なし	
第10条第5号 【構造】	<p>導管等の構造は, 輸送される高压ガスの重量, 導管等の内圧, 導管等及びその付属設備の自重, 土圧, 水圧, 列車荷重, 自動車荷重, 浮力その他の主荷重並びに風荷重, 雪荷重, 温度変化の影響, 振動の影響, 地震の影響, 投錨による衝撃の影響, 波浪及び潮流の影響, 設置時における荷重の影響, 工事による影響その他の従荷重によって生じる応力に対して安全なものである。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	記録 確認  図面	適・否 該当なし	
第10条第6号 【伸縮吸収措置】	<p>導管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所には, 当該有害な伸縮を吸収する措置が講じられ, 伸縮部に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当なし	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

第10条第7号  【接合】	1 接合は溶接によるものである。  2 溶接が適当でない場合は、保安上必要な強度等を有するフランジ接合であり、接合箇所異常がない。  ○ 変更の有無 有・無	目視  記録	適・否  該当なし																												
第10条第8号  【フランジ部点検のための措置】	第7号のフランジ接合部の点検を可能とするための措置が講じられており、異常がない。  ○ 前回からの変更 あり・なし	目視  記録	適・否  該当なし																												
第10条第9号  【溶接】	溶接は、アーク溶接その他これと同等以上の効果を有する溶接方法により行われている。  ○ 前回からの変更 あり・なし	記録 確認  図面	適・否  該当なし																												
第10条第10号 (第11号で準用) (第12号で準用) (第13号で準用) (第21号で準用) 【埋設されている場合】 イ	地盤面下に埋設されている導管は、次の基準によるものである。  ○ 前回からの変更 あり・なし  導管の外側から下記工作物に対し、次の水平距離が確保されている。	目視  記録	適・否  該当なし																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 30%;">高压ガスの種類</th> <th style="width: 20%;">工作物</th> <th style="width: 15%;">法定距離</th> <th style="width: 30%;">実際距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td rowspan="3">毒性ガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下街及び ずい道</td> <td>10m以上</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道施設</td> <td>300m以上</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">毒性ガス以外 のガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下街及び ずい道</td> <td>10m以上</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> </tbody> </table>	*	高压ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離		毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____ m		地下街及び ずい道	10m以上	_____ m		水道施設	300m以上	_____ m		毒性ガス以外 のガス	建築物	1.5m以上	_____ m		地下街及び ずい道	10m以上	_____ m			
*	高压ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離																											
	毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____ m																											
		地下街及び ずい道	10m以上	_____ m																											
		水道施設	300m以上	_____ m																											
	毒性ガス以外 のガス	建築物	1.5m以上	_____ m																											
		地下街及び ずい道	10m以上	_____ m																											
ロ	導管の外側から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものである。 実際：_____ m																														
ハ	防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外側と地表面とは、山林原野にあっては0.9m、その他の地域にあっては1.2mを超える距離が確保されている。 実際：_____ m																														
ニ	防護構造物の中に設置する導管の外側と地表面との距離は、0.6m以上確保されている。 実際：_____ m																														
ホ	導管は、地盤の凍結によって損傷を受けることのないよう適切な深さに埋設されている。																														
へ	盛土又は切土の斜面の近傍に導管を埋設されている場合は、安全率1.3以上のすべり面の外側に埋設されている。																														





# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第10条第12号 (第13号で準用) (第17号で準用) 【線路下の場合】</p> <p>イ ロ ハ</p>	<p>線路下に埋設されている導管は、第10条(ハ及びニを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p> <p>導管は、その外面から軌道中心に対し4m以上の水平距離が確保されている。 実際：_____m</p> <p>導管は、当該線路敷の用地境界に対し1m以上の水平距離が確保されている。 実際：_____m</p> <p>導管の外面と地表面との間に、1.2mを超える距離が確保されている。 実際：_____m</p>	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>																																																					
<p>第10条第13号 【河川保全区域内の場合】</p>	<p>河川に沿って河川保全区域内に埋設されている導管は、第10号から第12号の基準によるほか、堤防法尻又は護岸法肩に対し、河川管理上必要な距離を確保するものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>																																																					
<p>第10条第14号 (第21号で準用) 【地盤面上の場合】</p> <p>イ ロ ハ</p>	<p>地盤面上に設置する導管は、次の基準によるものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p> <p>可燃性ガス及び毒性ガスの導管は、次の表に掲げる施設に対し規定距離以上の距離が確保されている。</p> <table border="1" data-bbox="375 1019 1133 1478"> <thead> <tr> <th>* 施設</th> <th>可燃性ガス</th> <th>毒性ガス</th> <th>実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道・道路</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>学校・福祉施設</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>病院・公共空地・都市公園</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>劇場・映画館等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>百貨店・ホテル等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>駅の母屋及びプラットホーム</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>文化財等</td> <td>65 m</td> <td>100 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>水道施設・避難空地・避難道路</td> <td>300 m</td> <td>300 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>住宅・その他建物</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 常用の圧力が1MPa未満である導管については、上記表から15m減じた距離</p> <p>不活性ガス以外のガスの導管は、その両側に、次の表に掲げる常用の圧力の区分に応じ、その外面から規定距離以上の空地が保有されている。空地を保有できない場合は、保安上必要な措置が講じられている。</p> <table border="1" data-bbox="391 1702 1117 1870"> <thead> <tr> <th>* 常用の圧力</th> <th>法定</th> <th>実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2 MPa 未満</td> <td>5 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>0.2 MPa 以上 1 MPa 未満</td> <td>9 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>1 MPa 以上</td> <td>15 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工業専用地域に設置する導管は上記表の1/3の距離</p> <p>導管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持し、地盤面から離して設置されている。</p>	* 施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際	鉄道・道路	25 m	40 m	_____m	学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m	病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m	劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m	百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m	駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m	文化財等	65 m	100 m	_____m	水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m	住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m	* 常用の圧力	法定	実 際	0.2 MPa 未満	5 m	_____m	0.2 MPa 以上 1 MPa 未満	9 m	_____m	1 MPa 以上	15 m	_____m	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
* 施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際																																																					
鉄道・道路	25 m	40 m	_____m																																																					
学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m																																																					
病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m																																																					
劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m																																																					
百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m																																																					
駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m																																																					
文化財等	65 m	100 m	_____m																																																					
水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m																																																					
住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m																																																					
* 常用の圧力	法定	実 際																																																						
0.2 MPa 未満	5 m	_____m																																																						
0.2 MPa 以上 1 MPa 未満	9 m	_____m																																																						
1 MPa 以上	15 m	_____m																																																						

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	ニ ホ へ	<p>支持物は、鉄筋コンクリート造り、又はこれと同等以上の耐火性を有するものである。</p> <p>自動車、船舶等の衝突により導管又は導管支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、堅固で耐久力を有する防護措置を適切な位置に設置されている。</p> <p>導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔が確保されている。</p>			
第10条第15号 (第16号で準用) (第17号で準用) 【道路を横断する場合】		<p>道路を横断して導管を設置する場合は、さや管その他の防護構造物の中に設置します。 (支持条件の急変に対し適切な措置が講じられ、かつ、当該導管に係る工事によって交通に著しい支障が生じない場合を除く。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第16号 【道路を横断する場合】		<p>第11号(イ及びロを除く。)及び第15号の規定を準用 (詳細は該当する各号に記載のとおり。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第17号 【線路敷を横断する場合】		<p>第12号(イを除く。)及び第15号の規定を準用します。 (詳細は該当する各号に記載のとおり。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第18号 第19号 第20号 (第21号で準用) 【河川等を横断する場合】		<p>1 河川を横断する導管は、橋に設置されているか、河川の下を横断して埋設されている。</p> <p>2 河川又は水路を横断して導管を埋設されている場合であって、塩素、ホスゲン、ふっ素、アクロレイン、亜硫酸ガス、シアン化水素又は硫化水素に係るものについては二重管とし、その他の毒性ガス及び可燃性ガスに係るものについては、二重管又は防護構造物の中に設置されている。 この場合において、当該二重管若しくは防護構造物の浮揚又は船舶の投錨による損傷を防止するための措置が講じられている。</p> <p>3 河川下埋設横断導管は、外面と計画河床高(計画河床高の最深河床高より高いときは、最深河床高。)との距離が規定以上確保されている。 実際：_____m</p> <p>(1) 計画河床高まで4m以上 (2) 水路を横断して導管を埋設されている場合は2.5m以上 (3) その他の小水路を横断して導管を埋設されている場合は1.2m以上</p> <p>4 護岸その他河川管理施設の既設又は計画中の基礎工に支障を与えず、かつ、河床変動、洗掘、投錨等の影響を受けない深さに埋設されている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	
第10条第21号 【河川及び水路を横断する場合】		<p>第10号(ロ～ニ及びチを除く)及び第14号の規定を準用 (詳細は該当する各号に記載のとおり。)</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 記録	適・否 該当 なし	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第10条第22号</p> <p>【海底の場合】</p>	<p>海底に設置する導管は、次の基準によるものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p> <p>イ 投錨等により損傷を受けるおそれのない場合等を除き、埋設されている。</p> <p>ロ 既設の導管と交差しないよう設置されている。</p> <p>ハ 既設の導管に対し、30m以上の水平距離が確保されている。                      実際：_____m</p> <p>ニ 2本以上の導管を同時に設置する場合は、当該導管が相互に接触することのないよう必要な措置〔形鋼等をつなぐ・構造物に組み立てる・十分な間隔をおく・適切な間隔に移動させ埋設されている〕が講じられている。</p> <p>ホ 導管の立ち上がり部には、防護工が設けられている。</p> <p>ヘ 埋設されている導管の外表面と海底面との距離は、投錨試験の結果、土質、埋め戻しの材料、船舶交通事情等を勘案して安全な距離を確保し、しゅんせつ計画に対しても影響されない深さに埋設されている。</p> <p>ト 洗掘のおそれがある場合は、当該洗掘を防止するための措置が講じられている。</p> <p>チ 掘削及び埋め戻しは保安上適切な方法により行われている。</p> <p>リ 導管を埋設しないで設置する場合は、導管が連続して支持されるよう当該設置に係る海底面をならします。</p> <p>ヌ 導管が浮揚又は移動するおそれがある場合は、当該導管に当該浮揚又は移動を防止するための措置を講じられている。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第23号</p> <p>【海面上の場合】</p>	<p>海面上に設置する導管は、次の基準によるものである。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p> <p>イ 導管は、地震、風圧、波圧等に対し安全な構造の支持物により支持されている。</p> <p>ロ 導管は、船舶の航行により、損傷を受けることのないよう海面との間に必要な空間を確保して設置されている。</p> <p>ハ 船舶の衝突等によつて導管又はその支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、防護設備が設置されている。</p> <p>ニ 導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔が確保されている。</p>	<p>目視 記録</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第10条第24号 【漏えい拡散防止措置】</p>	<p>1 次の場所に導管を設置する場合は、漏えいしたガスの拡散を有効に防止するための措置が講じられている。</p> <table border="1" data-bbox="375 257 1141 806"> <thead> <tr> <th>* 設置場所</th> <th>高圧ガスの種類</th> <th>漏えい拡散防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>河川上 水路上</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>ずい道上</td> <td>毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)</td> <td>防護構造物の中に導管を設置</td> </tr> <tr> <td>透水性 地盤中</td> <td>毒性ガス</td> <td>堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高圧ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じ、必要な箇所が二重管であり、外観に異常がない。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	* 設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置	市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置	ずい道上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)	防護構造物の中に導管を設置	透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置	<p>目視</p>	<p>適・否 該当なし</p>	
* 設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置																	
市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置																	
河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置																	
ずい道上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く。)	防護構造物の中に導管を設置																	
透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置																	
<p>第10条第25号 【二重管のガス漏えい検知警報設備】</p>	<p>1 第24号の二重管には、第29号に規定するガス漏えい検知警報設備が設置され、外観に異常がない。 2 ガスの検知及び警報の機能に異常がない。【別紙12】 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>																
<p>第10条第26号 【運転状態監視装置】</p>	<p>1 導管系には、適切な場所に圧力計、流量計、温度計等の計器類が設けられており、劣化等の異常がない。 2 圧縮機又はポンプに係る計器室には、当該圧縮機又はポンプの作動状況を示す表示灯及び緊急遮断弁の開閉状態を表す表示灯が設けられている。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当なし</p>																
<p>第10条第27号 【警報装置】</p>	<p>1 導管系には、[圧力・流量・緊急遮断装置・地震]等の異常を感知するための警報装置を設けられ、劣化等の異常がない。 2 警報受信部は、適切な場所( )に設置されている。 ○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>																
<p>第10条第28号 【安全制御装置】</p> <p>イ [圧力安全装置・ガス漏えい検知警報設備・緊急遮断装置・感震装置・その他の保安のための設備等の制御回路が正常でなければ圧縮機又はポンプが作動しない制御機能(インターロック)]</p> <p>ロ 保安上異常な事態が発生した場合に圧縮機・ポンプ・緊急遮断装置等を自動又は手動により速やかに停止できる制御機能</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>		<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当なし</p>																

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

燃 毒 杯	第10条第29号  【ガス漏えい 検知警報設備】	<p>1 可燃性ガス、大臣が定める毒性ガス（ ）又は特定不活性ガスの導管系に「ガス漏えい検知警報設備・漏えい検知口」が設けられ、外観に異常がない。                      ガス漏えい検知警報設備設置数 : _____ 個                      漏えい検知口設置数 : _____ 個</p> <p>2 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所（ ）である。</p> <p>3 外観に異常がない。</p> <p>4 ガスの検知及び警報の作動に異常がない。【別紙12】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当 なし																																				
	第10条第30号  【緊急遮断装置】	<p>1 次の場所に設置する不活性ガスに係るものを除く導管については、緊急遮断装置又はこれと同等以上の効果のある装置が設けられている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 35%;">設置場所</th> <th style="width: 20%;">導管の長さ</th> <th style="width: 15%;">実際の長さ</th> <th style="width: 25%;">数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>市街地</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>湖沼等横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の切り通し部 横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の切り通し部 横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,000m超</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 作動試験の結果、異常がない。【別紙9】</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数		市街地	500m超	_____ m			河川横断	500m超	_____ m			湖沼等横断	500m超	_____ m			鉄道の切り通し部 横断	500m超	_____ m			道路の切り通し部 横断	500m超	_____ m			その他	4,000m超	_____ m		目視 作動	適・否 該当 なし	
*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数																																				
	市街地	500m超	_____ m																																					
	河川横断	500m超	_____ m																																					
	湖沼等横断	500m超	_____ m																																					
	鉄道の切り通し部 横断	500m超	_____ m																																					
	道路の切り通し部 横断	500m超	_____ m																																					
	その他	4,000m超	_____ m																																					
	第10条第31号  【内容物除去装置】	<p>導管には、相隣接する緊急遮断装置の区間ごとに当該導管内の高圧ガスを移送し、不活性ガス等により置換することができる措置が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当 なし																																				
	第10条第32号  【感震装置】	<p>1 導管の経路には、必要な箇所に、地盤の震動を的確に検知し、かつ、警報するための感震装置を設けるとともに、地震時における災害を防止するための措置が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>2 40 Gal以上の加速度を検知したとき、警報を発する機能が設けられ、正常に作動する。</p> <p>3 80 Gal以上の加速度を検知したとき、設備の運転を停止できる措置が講じられ、正常に作動する。。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視 作動	適・否 該当 なし																																				
	第10条第33号  【保安用接地】	<p>導管系には、必要に応じた保安用接地等が設けられており、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	目視	適・否 該当 なし																																				

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

<p>第10条第34号 第35号 第36号</p> <p>【絶縁】</p>	<p>1 支持物に異常電流が流れ、導管系の腐食が予想されるものについて、その支持構造物からの絶縁状況に異常がない。</p> <p>2 導管の腐食防止のため必要な箇所に絶縁継手が挿入され、絶縁状況に異常がない。</p> <p>3 避雷器の接地箇所に近接して導管を設置する場合は、絶縁のための必要な措置が講じられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第37号</p> <p>【避雷設備】</p>	<p>導管系には、必要に応じた落雷による導管への影響を回避するための措置（避雷針）が講じられ、外観に異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第38号</p> <p>【保安電力等】</p>	<p>1 導管系の保安の確保に必要な設備であって大臣が定めるもの〔運転状況監視装置・安全制御装置・ガス漏えい検知警報設備・除害設備・通報設備・非常照明設備〕には、保安電力等が設けられ、保安電力等の設備及びその周囲に異常がない。</p> <p>2 作動試験の結果、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視 作動</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	
<p>第10条第39号</p> <p>【巡回監視】</p>	<p>導管の経路には、〔巡回監視車・保安資機材倉庫〕等が設けられ、異常がない。</p> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	<p>目視</p>	<p>適・否 該当 なし</p>	

# 技術上の基準に関する事項

(記載例-IV)

	コンビ則条項	判定基準及び検査結果	検査方法	判定	備考										
	第11条第2項 <b>【直通電話】</b>	<p>1 関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡をする必要のある作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話が設置され、外観及び機能に異常がない。</p> <p>2 保安上特に重要な作業場間に、上記1のほか〔無線・有線通信設備〕が設置され、外観及び機能に異常がない。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">関連事業所名</th> <th style="width: 50%;">関連事業所の緊急連絡作業場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>○ 前回からの変更 あり・なし</p>	関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名									目視  作動	適・否  該当なし	
関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名														





# 高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙2】

検査項目：耐圧性能及び強度（開放検査，耐圧試験）  
 施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	機器名	検査年月日	補修有無	検査方法	設置状況	検査結果
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否
			有・無		適・否	適・否

- (注)・前回の保安検査（書類検査）の日以降に実施した検査について記載すること。
- ・検査方法が耐圧試験の場合，試験圧力及び試験流体名を併記すること。
  - ・設置状況の欄は，機器がフレキシブルチューブ類である場合のみ記載すること。









## 高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙7】

検査項目：バネ式安全弁等（作動検査）

施設名：

確認印	保安主任者	保安係員

No.	設置機器又は安全弁等の名称	検査年月日	設計圧力 (MP a)	設定圧力 (MP a)	吹始圧力 (MP a)	吹止圧力 (MP a)	検査結果
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否
							適・否

(注) 設計圧力の欄には、当該安全装置が保護する系のうち、設計圧力が最も小さな機器の設計圧力を記入すること。

# 高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙 8】

検査項目：貯槽の温度上昇防止措置  
 貯槽の耐熱・冷却措置 (作動検査)  
 施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	貯槽名	検査日	法定能力	作動状態	検査結果	設備名
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	

(注) 法定能力と作動状態とを比較できるように、流量等を記載すること。



# 高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙9】

検査項目：危険状態発生防止装置

緊急遮断装置 (遮断装置等の作動検査)

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	取付場所	弁名称 装置名称	検査年月日	作動状態	漏えい量	操作位置	検査結果
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否
				良・否		適・否	適・否

# 高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙10】

検査項目：インターロック機構（作動検査）

施設名：

確認印	保安主任者	保安係員

No.	機構の概略	検査年月日	検査結果
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否
			適・否

(注) 内容の欄に、インターロックの作動条件及びインターロックが作動したときの機器の動作状況等を記載すること。

例：機器A内の圧力が上限値〇〇MP aに達したとき、原料供給用のポンプBが停止し、弁Cが閉止する。





# 高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙13】

検査項目：防火設備（作動検査）

施設名：

確認印	保安主任者	保安係員

No.	設置場所又は防火対象機器名	検査年月日	法定能力	作動状態	検査結果	防火設備の種類
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	
					適・否	

(注) 法定能力と作動状態とを直接比較できるように流量等を記載すること。

# 高圧ガス設備等検査結果記録

【別紙 1 4】

検査項目：貯槽の沈下状況（不動沈下率の測定）

施設名：

確 認 印	保安主任者	保安係員

No.	貯槽名	前々回		前回		今回		検査結果
		測定年月日	最大沈下率	測定年月日	最大沈下率	測定年月日	最大沈下率	
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否
								適・否

(注) 沈下状況の測定を行わない期間における目視検査を行った場合、沈下率の欄に目視と記載すること。